

## 福島県社会福祉法人経営者協議会 運営要領

(名称・性格)

第1条 本会は福島県社会福祉法人経営者協議会と称し、社会福祉法人福島県社会福祉協議会部会・委員会及び協議会規程第5条に基づいて設置されるものである。

(目的)

第2条 この運営要領は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会部会・委員会及び協議会規程第8条に基づき、協議会運営に必要な事項を定めるものとする。

(構成及び会員)

第3条 本会の会員は、県内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人とする。

2 入会は、全国社会福祉法人経営者協議会（以下「全国経営協」という。）が定める入会申込書及び本会が定める入会申込書（別紙様式1）を会長に提出にするものとする。

3 本会の会員は、次の区分とする。

(1) 第1種会員 県及び全国組織に加入する会員

(2) 第2種会員 県組織のみに加入する会員

4 会員は、次の区分により会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 第1種会員（1法人）

①前年度経常収入額 2億円未満 30,000円

②前年度経常収入額 2億円以上 10億円未満 60,000円

③前年度経常収入額 10億円以上 100,000円

(2) 第2種会員（1法人） 15,000円

5 会員が、本会を退会しようとするときは、会長に退会届（別紙様式2）を提出しなければならない。

(事業)

第4条 本会は、全国経営協との連携のもと、社会福祉法人の基本的課題を調査検討し、かつ、その実践を図り社会福祉の発展に寄与するために次の事業を行う。

(1) 社会福祉法人の経営基盤確立のための調査、研究

(2) 社会福祉法人事業の育成強化に関する活動

(3) 会員相互の情報交換、研鑽、交流

(4) 会員に対する経営、財務、労務等諸問題に関する相談援助及び情報提供

(5) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 2名

(3) 理 事 11名

(4) 監 事 2名

2 会長、副会長は、理事定数の中に含まれるものとする。

3 理事には、青年部会の代表者1名を加えるものとし、理事定数の中に含まれるものとする。

(役員を選任)

第6条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。ただし、第5条の3については、青年部会の全体会において選任された者をあてるものとする。

2 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故等により業務を行えないときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織する。

4 監事はこの会の業務執行及び会計の状況について監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任することができる。

2 欠員による後任の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第9条 理事会は会長が招集し、その議長となる。

2 理事会で協議する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に附議する事項

(2) その他、会長が附議した事項

3 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ成立しない。

4 理事会の議事は出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会等の設置)

第10条 本会に第4条に基づく事業等を推進するため、各種委員会・部会等を設置することができる。

2 各種委員会・部会等の設置に関する事項は別に定める。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会に附議する事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 運営要領の制定、改廃に関する事項

(4) 役員を選出に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

3 総会は、年1回以上開催する。

4 総会は、会員の過半数(代理出席者、委任状を含む)の出席がなければ成立しない。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによ

る。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に応え、または意見具申する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、全国経営協からの組織活動費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

#### 附 則

- 1 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、昭和59年5月31日 一部改正
- 3 この会則は、平成3年3月9日 一部改正
- 4 この会則は、平成16年3月19日 一部改正
- 5 この要領は、平成25年3月7日 一部改正
- 6 この要領は、平成26年6月27日から施行する。
- 7 この要領は、平成28年3月9日から施行する。
- 8 この要領は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 9 この要領の改正は、令和元年7月3日から施行し、令和元年5月1日から適用する。
- 10 この要領の改正は、令和2年7月8日から施行する。

(様式1)

福島県社会福祉法人経営者協議会入会申込書

年 月 日

福島県社会福祉法人経営者協議会長 様

貴会の趣旨に賛同し、入会を申込みます。

法人名

代表者氏名

(公印)

法人名	(ふりがな)		法人設立認可年月日
			年 月 日
代表者名	役職名	(ふりがな)	
法人所在地 (本部)	〒  TEL FAX		
経営施設数	施設		
種別	施設名	種別	施設名
1		3	
2		4	

(様式2)

## 会 員 退 会 届

福島県社会福祉法人経営者協議会運営要領第3条5項に基づき退会を届け出  
ます。

年 月 日

住 所 〒

電話番号

法人格

代表者名

(公印)

福島県社会福祉法人経営者協議会 会長 様

退 会 理 由